

労使協定等の労働者の過半数代表者の選出」 (労働基準法施行規則第6条の2)

労使協定の労働者側の締結当事者は、その事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合（過半数労働組合）がある場合には、その労働組合となります。

過半数労働組合がない場合に限り、労働者の過半数を代表する者（「過半数代表者」）が締結当事者となります。

過半数代表者



以下の条件を満たすこと

- ① 法第41条第2号に規定する管理監督者でない者
- ② 労使協定等の締結者、就業規則への意見者としての過半数代表者の選出である旨を明らかにして行われる投票・選挙等で選出されたもの

使用者



以下の事項を理由として不利益に扱ってはならない

- ① 過半数代表者であること
- ② 過半数代表者になろうとしたこと
- ③ 過半数代表者として正当な行為をしたこと